

令和2年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

木津川市

平素は、当市の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供することができる資産（償却資産。機械や器具・備品など）にも課税されます。
償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、その資産が所在する市町村へ申告書を提出しなければなりません。
つきましては、下記申告期限までに申告いただきますようお願いいたします。

申告期限	令和2年1月31日（金）
申告書提出先 （お問い合わせ先）	木津川市役所 税務課 資産税係（本庁舎2階） 〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9 電話 0774-75-1203（直通）

目 次

1	償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	償却資産の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	借家にテナントの方が取り付けた特定附帯設備・・・・・・・・	4
5	業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	申告していただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	提出していただく書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	・前年度以前に申告された方・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	・初めて申告される方及び電算申告される方・・・・・・・・	7
	・提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	・控えの返信について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8	不申告または虚偽の申告をした場合・・・・・・・・・・・・	7
9	過年度への遡及について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10	非課税となる資産及び特例資産について・・・・・・・・・・	8
11	固定資産税（償却資産）と国税の取り扱いの相違について	8
12	税額の算出方法及び免税点について・・・・・・・・・・・・	9
13	申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	・償却資産申告書（償却資産課税台帳）・・・・・・・・	11
	・種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・・・・・・	12
	・種類別明細書（減少資産用）・・・・・・・・・・・・	13
14	（参考）取得価額と固定資産税（償却資産）申告の取り扱い一覧	14
15	よくある質問について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、1月1日現在に所有する土地および家屋以外の、**事業の用に供することができる資産**で、会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その**事業のために用いることができる機械、器具、備品等**をいいます。法人税または所得税法の規定による所得の計算上、その減価償却費が損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む）で、**次のようなものが申告の対象になります。**

※ 事業の用に供することができるとは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用している場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

- (1) **耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産**（平成元年4月1日～平成10年3月31日に取得したものは20万円以上の資産）
※ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満であっても固定資産勘定に計上している資産は申告の対象になりますが、取得価額が10万円以上20万円未満であって一括償却の対象とした資産は申告の対象になりません。
- (2) **耐用年数が経過し減価償却を終わって、残存価額のみが計上されている資産**
- (3) 企業の都合により減価償却を行っていない資産
- (4) 事業所の帳簿や台帳に記載されていない、いわゆる**簿外資産であっても1月1日現在事業用として供することができる資産**
- (5) 建設仮勘定で計上されている資産であっても、その一部または全部が1月1日までに完成し、事業の用に供することができる資産
- (6) 建設勘定、設備造作勘定で計上されている資産で他から賃借している建物に施した附属設備（簡易間仕切り、冷暖房設備など）
- (7) **他の事業所へ貸付けてある資産**（リース資産）
- (8) 遊休および未稼働であっても事業の用に供することができる資産
- (9) 割賦購入などで代金の完済しないものでも、現に事業の用に供している資産
- (10) **改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合**
※本体部と区分して取得年月の異なるごとに申告してください。

償却資産の対象とならないもの

- (1) 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等
- (2) 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権その他の無形固定資産）
- (3) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、一括して損金（必要な経費）に算入されたもの
- (4) 一括償却資産（取得価額が20万円未満の資産で、3年間で損金（必要な経費）に算入されたもの）

2 償却資産の種類

種類	種類の名称	代表的な資産内容
第1種	構築物	構内舗装（駐車場の舗装も含む）、門、塀、屋外排水溝、街灯、貯水池、水槽、庭園、広告塔、屋外給排水管、独立煙突、橋、その他土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	（1）建物の所有者が施行した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されます。（P.3 参照） （2）本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作であっても建物の所有者以外の者が施工した場合は償却資産として取り扱うことができます。（P.4 参照）
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備等、工作機械、木工機械、印刷機械、厨房設備各種製造設備、土木建設機械、洗濯設備、食品製造加工機械等
第3種	船舶	貨物船、客船、釣り船、ボート、漁船、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	ブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等の 大型特殊自動車 （ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」となっているもの） ※自動車税、軽自動車税の対象になる資産は入りません。 大型特殊自動車とは 次の要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 （1）自動車の長さが4.70mを超えるもの （2）自動車の幅が1.70mを超えるもの （3）自動車の高さが2.80mを越えるもの （4）最高速度が毎時15kmより速いもの （5）農耕作業用自動車の場合は大きさの要件が無く、最高速度35km毎時以上のもの
第6種	工具・器具及び備品	切削工具、打抜工具、測定工具、検査工具、取付工具、電気・ガス機器、試験機器、音響機器、医療機器、放送機器、理容・美容機器、応接セット、ロッカー、レジスター、陳列ケース等、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、パソコン、プリンタ、コピー機、金庫、ルームエアコン、机、椅子、物置、その他の什器備品等

3 家屋と償却資産の区分（建物附属設備など）

税務会計上、建物附属設備を建物として一括で減価償却していても、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱うため、申告が必要です。

家屋として取り扱うもの（家屋の評価に含まれるもの）

家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体」となって「その家屋の効用を高めるもの」。

償却資産として取り扱うもの

- (1) **構造的に家屋と一体になっていないもの**
（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）
- (2) **独立した機械および装置としての性格が強いもの**
（変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、ルームエアコンなど）
- (3) **工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの**
（動力源である電気設備、ガス設備など）
- (4) **顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの**
（ホテル、百貨店、病院等の厨房設備、洗濯設備など）

家屋と償却資産の区分

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの	
電気設備	電気照明設備	ネオンサイン、投光機など	屋内一般照明器具
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、 屋外電灯配線	屋内電灯配線
	変電設備	変圧器、配電盤等一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機など	
給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽など	屋内給排水設備	
給湯設備	給湯設備（瞬間湯沸器、貯湯槽など）	中央式給湯設備	
衛生厨房設備	洗濯機、脱水機、炊飯器、流し台	洗面器、大小便器など	
ガス設備	生産事業用ガス設備、屋外ガス設備	屋内配管	
消化設備	屋外消火栓、消火器、ホースなど	消火栓設備、スプリンクラー	
空調設備	生産事業用の空調設備、ルームエアコンなど	ダクト設備、換気設備など家屋と構造上一体となっている設備	
運搬設備	ベルトコンベアー、クレーン、生産ライン用リフトなど	家屋と構造上一体となっているエレベーター、エスカレーター	
通信放送設備	電話交換機、アンプなど	電話配線設備	
店舗及び事業用造作設備	簡易間仕切り、陳列棚、カウンター	家屋と不可分一体となっているもの	

注）一般的な区分の例であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

4 借家にテナントの方が取り付けた特定附帯設備

「建物附属設備の家屋と償却資産の区分」にかかわらず、賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自らの事業の用に供するために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線、配管等（以下、「特定附帯設備」といいます。）は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。（地方税法第343条第9項・木津川市税条例第54条第7項）

この場合、次のことに注意してください。

- (1) テナントの方は特定附帯設備を他の一般償却資産と併せて申告してください。
- (2) 特定附帯設備の耐用年数については、所得税法又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数で申告してください。

（参考）建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

番号	設 備 等 の 内 容	家屋と建物附属設備等の所有関係			
		自己所有		借 家	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備等		○		○
2	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	ルームクーラー、パッケージエアコン（家屋と構造上一体であるものを除く）		○		○
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		○		○
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
8	電気設備（1、3、4に該当するものを除く）	○			○
9	給排水設備、衛生設備、ガス設備（7に該当する場合を除く）	○			○
10	冷房、暖房、通風設備（5に該当するものを除く）、ボイラー設備（工場等の生産設備であるボイラー等を除く）	○			○
11	昇降機設備	○			○
12	消火設備、排煙設備、災害報知設備	○			○
13	エアーカーテン又はドア自動開閉設備	○			○
14	床、壁、天井等仕上げ	○			○

5 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産
各 業 種 共通のもの	太陽光発電設備等、駐車（輪）場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、扉、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、金庫、レジスター、消火器、陳列棚、陳列ケース等、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、事務機器、福利厚生設備、その他
事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、看板、タイムレコーダー、テレビ、ネオンサイン、ルームエアコンなどの冷暖房設備、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）大型特殊自動車、発電機等
喫茶店・飲食店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、シュークボックス、放送施設、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機、その他
理容業・美容業	理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、看板、その他
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、顕微鏡、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、光学検査機器、歯科診療用ユニット、投影機、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板、CTスキャン、ファイバースコープ、その他
小売業	ショーウィンドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店舗簡易装備、間仕切り、日よけ、エアコン、看板、ネオンサイン、その他
食肉・鮮魚 販 売 業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切機、挽肉機、ポンプ、レジスター、その他
精米業	精米機、調質装置、混米機、レジスター、その他
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、キャノピー、レジスター、その他
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、カーウオッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、金庫、その他
金属製品 組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、カッター、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具、その他
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、その他

6 申告していただく方

令和2年1月1日現在、木津川市内に事業の用に供することができる償却資産を所有しているすべての方（他人に貸し付けている償却資産が木津川市内に所在している場合も含まれます。）

なお、申告書は資産の増・減のない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も提出してください。また、廃業・転出等の場合でもその旨を申告書「18.備考」欄に記入のうえ提出してください。

◎借用資産（リース資産）について

原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、リース期間満了後にリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡される場合は、所有権の移転は当初から決まっておき、実質的に所有権留保付割賦販売であると考えられるので、賃借人に申告していただくこととなります。

7 提出していただく書類

（各書類の書き方は、P.11～P.13 「申告書の書き方」をご覧ください。）

◎前年度以前に申告された方（電子申告は除く）増減申告

同封の令和2年1月1日現在の償却資産一覧表を参考に、増減資産を記入してください。次の表の申告の区分により、○印のついている書類を提出してください。

申告区分 \ 提出書類	申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「増減なし」と記入する。
増加した資産がある方	○	○	×	増加資産用種類別明細書に前年中に増加した全資産を記入する。
減少した資産がある方	○	×	○	減少資産用種類別明細書に前年中に減少した全資産を記入する。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	前年中に増加した資産は増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は減少資産用種類別明細書に、それぞれ記入する。
廃業・転出の方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に廃業・転出いずれかを記入し、その年月日を記入する。

※ 前年中とは、平成31年1月2日～令和2年1月1日までの間をいいます。

※ 平成31年1月1日以前の資産の増加・減少について申告漏れ等が見つかった場合は、今回その分を含めて申告してください。（過年度の申告も必要です。）

※ 事業所把握のため必要ですので、該当資産なしの場合でも、申告書の備考欄にその旨を記載して、必ず提出していただきますようお願いいたします。

◎初めて申告される方及び電算申告される方 全資産申告

次の表の申告の区分により、○印のついている書類を提出してください。

申告区分	提出書類	申告書	種類別明細書	留意点
			増加資産・全資産用	
申告する資産がある方		○	○	種類別明細書には木津川市内に所在する全資産を記入する。
申告する資産がない方		○	×	申告書「18.備考」欄に「該当資産なし」と記入する。

※ 電算申告される方は、以下の要件を満たす書類を提出していただくことになります。

- ・「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める様式であること。
- ・「全資産」と共に「増加資産」、及び「減少資産」の明細が添付されていること。

提出期限 令和2年1月31日（金）

※なるべく1月中旬までの提出にご協力ください。

◎ 控えの返信について

申告書を郵送される方で、申告書（控用）に受付印が必要な場合は、必ず切手を貼り、返信先を記入した返信用封筒の同封をお願いします。返信用封筒のない場合には、返送いたしかねますのでご了承ください。

8 不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有している方で、正当な理由が無く申告をしなかった場合は、地方税法386条に基づく木津川市税条例第75条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定による不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

9 過年度への遡及について

申告漏れ等の場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年を限度とします。

過年度分の課税が発生した場合は、課税を行った月の翌月末に一括で納付していただくことになります。

10 非課税となる資産及び特例資産について

(1) 非課税資産について

生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設等、地方税法に規定する償却資産については固定資産税が課税されません。

該当する資産がある場合は、非課税申請書の提出が必要です。（地方税法第348条、同法附則第14条）

(2) 特例資産について

公共の危害防止施設、資源の有効利用機械等、地方税法に定められている償却資産については、社会政策・経済政策の見地から課税標準の特例が設けられ固定資産税が軽減されます。

該当する資産がある場合は、特例適用申請書の提出が必要です。（地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3）

11 固定資産税（償却資産）と国税の取り扱いの相違点について

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税）
償却の方法	定率法のみ ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定額法、定率法の選択性 （平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ） 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法（250%定率法）を適用」 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
特別償却・割増償却	認められない	認められる
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価	合算評価

1.2 税額の算出方法および免税点について

(1) 納税義務者

令和2年1月1日現在償却資産を所有し、償却資産課税台帳に登録されている方。

(2) 税額の算出方法

課税標準額 × 税率 (1.4%) = 税額 ※税額は100円未満切捨て

(3) 課税標準額とは

固定資産評価基準に基づき、個々の資産の取得価額を基準として取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮し評価額を求め、合計額を課税標準額とします。

(課税標準の特例の適用を受けるものは軽減後の額)

※課税標準額は1,000円未満切捨

(4) 評価額の算出方法

①資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

②資産の取得時期、取得価格及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価格 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

※毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は5%でとどめます。

〔計算例〕

取得価格 250,000 円、取得時期平成 26 年 3 月、耐用年数 4 年の場合

(前年中取得のものの減価残存率 . . . 0.781)

(前年前取得のものの減価残存率 . . . 0.562)

H27 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

H28 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

H29 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

H30 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

H31 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

R 2 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※令和2年度で算出額が取得価格の5%(12,500円)より小さくなるので、以降12,500円で評価されます。

耐用年数に応ずる減価率および減価残存率表

耐用年数	減価率 (α)	取得時期		耐用年数	減価率 (α)	取得時期	
		前年中 ($1 - \alpha / 2$)	前年前 ($1 - \alpha$)			前年中 ($1 - \alpha / 2$)	前年前 ($1 - \alpha$)
		減価残存率				減価残存率	
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

(5) 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

1.3 申告書の書き方（記載例と合わせてご確認ください）

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

申告書を提出する年月日を記入してください。

1. 住所 2. 氏名
住所・氏名の欄は記入、押印してください。
また、屋号がある場合は必ず記入してください。

- 個人番号又は法人番号
個人事業主の場合は個人番号（右詰12桁）、法人の場合は法人番号（13桁）を記入してください。
- 事業種目（事本金の額等）
具体的に記入。法人の場合は、資本金または出資金等の金額も記入してください。
- 事業開始年月日
個人の場合は事業開始年月、法人の場合は設立年月または事業所設置年月を記入してください。
- この申告に回答する者の係及び氏名
担当者の係名、氏名および電話番号を記入してください。
- 税理士等の氏名
経理を税理士等に委託している場合、税理士等の氏名および電話番号を記入してください。

- 該当する項目を○で囲んでください。
- 短期耐用年数の承認
国税局長の「承認通知書」の写しの添付が必要です。
 - 増加償却の届出
税務署で承認された「届出書」の写しの添付が必要です。
 - 非課税該当資産
非課税に該当する資産を新たに取得した場合は、非課税の申告が別途必要です。
 - 課税標準の特例
課税標準の特例に該当する資産を新たに取得した場合は、特例の申告が別途必要です。
 - 特別償却又は圧縮記帳
償却資産の評価においては、認められていません。
 - 税務会計上の償却方法
該当する方を○で囲んでください。
 - 青色申告
該当する方を○で囲んでください。

令和2年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和2年XX月XX日 木津川市長 殿

※所有者コード

1 住所 (又は納税通知書送付先) 〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9 (電話 0774-72-0501)

2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) きづがわまるまる 木津川〇〇株式会社 代表取締役社長 木津花子 (代表者印)

3 個人番号又は法人番号 123456789XXX

4 事業種目 (資本金等の額) 運送業 (5 百万円)

5 事業開始年月 平成19年3月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理係 木津太郎 (電話 0774-72-0501)

7 税理士等の氏名 加茂次郎 (電話 0774-72-1203)

8 短期耐用年数の承認 有・無 (無)

9 増加償却の届出 有・無 (無)

10 非課税該当資産 有・無 (無)

11 課税標準の特例 有・無 (無)

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法 (定率法)

14 青色申告 有・無 (無)

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計[(イ)-(ロ)+(ハ)] (ニ)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構築物		5000000				0			0		5000000	
2 機械及び装置		1300000		1100000		600000			800000			
3 船舶		0		0		0			0			
4 航空機		0		0		0			0			
5 車両及び運搬具		3000000		1300000		4000000			5700000			
6 工具、器具及び備品		80000		20000		30000			90000			
7 合計		9380000		2420000		4630000			11590000			

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 木津南垣外110-9
② 加茂町里南古田156
③

16 借用資産 (有・無) 山城リース株式会社 (0774-86-XXXX)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 (自己所有)

18 備考 (添付書類等) リース物件 コピー機 2台

2019年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。

2019年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。

原則、記入は必要ありません。
※電算処理による独自様式で申告書を作成する場合は、評価額等を記入してください。

[(イ) 前年前に取得したもの] - [(ロ) 前年中に減少したもの] + [(ハ) 前年中に取得したもの] によって算出した取得価格を種類別に記入してください。

15. 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
木津川市内の事業所等資産の所在地を記入。
複数ある場合は、主な所在地の番号を○で囲んでください。

16. 借用資産 (有・無)
該当する方を○で囲み、有の場合は貸主の名称および電話番号を記入してください。
また、リース物件を備考に記入してください。

17. 事業所用家屋の所有区分
該当する方を○で囲んでください。

18. 備考 (添付書類等)
次の事項について記入してください。
・前年中に所有者住所、氏名または名称等に異動があった場合、異動年月日および旧住所、旧氏名等の参考となる事項。
・納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名。
・借用資産がある場合は、リース物件の名称および数量。
・その他この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となるべき事項。

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

前年度申告された方
(一般申告)

※送付資料に、打出し
の種類別明細書 (申告
資料) のある方。

2019年1月2日～
2020年1月1日までの
間に取得した資産を記
入してください。

新規に申告される方

※送付資料に、打出し
の種類別明細書 (申告
資料) のない方。

2020年1月1日現在の
事業用資産をすべて記
入してください。

電算処理から
変更される方

電算処理から一般の申
告方法に変更される場
合は、全資産の明細を
記入してください。

令和2年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表(提出用)

所有者コード: 記入は不要です。

所有者名: 木津川〇〇株式会社

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額 (イ)	償却率	減価償却資産の耐用年数	課税標準額	課税標準額	増減	摘要
01	2	半自動梱包機	1	4 2106	600000	08				1-2 3-4	笠置支店 から移動
02	5	フォークリフト	1	4 2904	2000000	04				1-2 3-4	
03	5	フォークリフト	1	4 2907	2000000	04				1-2 3-4	
04	6	冷暖房用機器	1	4 2910	30000	06				1-2 3-4	
05					0.					1-2 3-4	
06					0.					1-2 3-4	
07					0.					1-2 3-4	
12					0.					1-2 3-4	
13					0.					1-2 3-4	
14					0.					1-2 3-4	
15					0.					1-2 3-4	
16					0.					1-2 3-4	
17					0.					1-2 3-4	
18					0.					1-2 3-4	
19					0.					1-2 3-4	
20					0.					1-2 3-4	
小計			4		4630000						

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに〇印を付けてください。

左詰めで記入してください。

1桁の場合は左枠に「0」を記入してください。

氏名または名称を記入してください。

記入は不要です。

記入は不要です。

1. 構築物 2. 機械及び装置
3. 船舶 4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品
上記資産の種類に対応する数字を記入してください。

1. 明治 2. 大正
3. 昭和 4. 平成
5. 令和
上記年号に対応する数字を記入してください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令により該当する耐用年数を記入してください。

「取得価格(イ)」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の取引運賃、購入手数料、据付費その他事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。

一般申告の方は、増加したものの合計額が申告書(ハ)の合計と一致します。

摘要欄
課税標準の特例がある場合はその旨を記入してください。
「3.移動による受入れ」の場合は、どこから移動したかを記入してください。

増加事由
1. 新品取得
2. 中古取得
3. 移動による受入れ
4. その他
のいずれかに〇を付けてください。

種類別明細書（減少資産用）

左詰めで記入してください。

申告年度の記入は不要です。

氏名または名称を記入してください。

前年度申告された方
（一般申告）

※送付資料に、打出し
の種類別明細書（申告
資料）のある方。

昨年の申告から減少し
たすべての資産の明細
を、同封の「償却資産
種類別明細書（申告資
料）」を参照して記入
してください。

電算処理から
変更される方

電算処理申告から一般
の申告方法に変更され
る場合は、昨年の申告
から減少した資産の明
細を記入してください。

※種類別明細書（増加
資産・全資産用）のみ
の提出とならないよう
にしてください。

令和2年度																
所有者コード		種類別明細書(減少資産用)								所有者名						
記入は不要です。										木津川〇〇株式会社						
行 番 号	消 通 簿 番 号	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額		明 細 年 数	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要		
					年	月	十 位	千 円		1 売却	2 減失	3 移動	4 その他			
01		8	乾燥機	1	4	01	04	1100000	08	1	2	3	4	1	2	
02	5	29	フォークリフト	1	4	10	05	1300000	04	1	2	3	4	1	2	当初取得額260万円(数量2)のうち、130万円(数量1)を売却
03	6	32	冷暖房用機器	1	4	04	02	20000	06	1	2	3	4	1	2	
04										1	2	3	4	1	2	
05										1	2	3	4	1	2	
06										1	2					
07										1	2					
08										1	2					
09										1	2					
10										1	2					
11										1	2	3	4	1	2	
12										1	2	3	4	1	2	
13										1	2	3	4	1	2	
14										1	2	3	4	1	2	
15										1	2	3	4	1	2	
16										1	2	3	4	1	2	
17																
18																
19										1	2	3	4	1	2	
20										1	2	3	4	1	2	
小計				3			2420000									

抹消コード(=資産コード)は、正
確に右詰で記入してください。

減少した数量を記入してください。一部減
少時は特に注意してください。

一部減少の場合は、現在高ではなく減
少分に対応する取得価格を記入して
ください。

1. 売却 1. 全部
2. 減失 2. 一部
3. 移動
4. その他
の該当する番号を必ず○で囲
んでください。

減少した事由のうち、「3.
移動」についてはその受け入
れ先を、「4. その他」につ
いてはその具体的な内容を記
入してください。
その他当該資産が減少したこ
とについて必要な事項を記入
してください。

減少したものの合計額が申告書(口)の合計と
一致します。

第二十六号様式別表二(提出用)

14 取得価額と固定資産税（償却資産）申告の取扱い一覧表

◎ 個人

取得価額	固定資産税（償却資産）申告	国税の取り扱い
10万円未満	申告対象外	必要経費
10万円以上 20万円未満	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却
20万円以上	申告対象	減価償却

◎ 法人

取得価額	固定資産税（償却資産）申告	国税の取り扱い
10万円未満	申告対象外	損金算入
	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却
10万円以上 20万円未満	申告対象	減価償却
	申告対象外	一括償却
20万円以上	申告対象	減価償却

15 よくある質問について

Q1：市役所から申告書が送られなくても申告する必要がありますか。

A1：木津川市内に償却資産をお持ちの場合は申告の必要があります。

毎年12月に、前年に償却資産申告がある方、前年または今年に木津川内で事業を開始されたことが確認できた方に償却資産申告書を送付しております。

償却資産を所有している方で、申告書が送られていない場合は、税務課 資産税係までご連絡をお願いいたします。

Q2：償却資産申告をしなかった場合、罰則などあるのですか。

A2：正当な理由がなく、申告をされなかった場合は過料を科されることがあります。

（地方税法第386条）

虚偽の申告をされた場合は、罰金を科されることがあります（地方税法第385条）

また、不申告の方については、税務署等で国税等の資料を閲覧し、償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第384条の2）

申告漏れなどの場合、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（最大5年を限度）遡及課税を行うことになります。

Q3：集合住宅（マンション・ハイツ等の共同住宅）を所有しており、税務署には申告していますが、市役所には申告が必要ですか。

A3：税務署に申告していただいている書類は、国税である所得税などの計算に必要です。

償却資産の申告は、市税である固定資産税の計算に必要であり、国税の所得税と市税の固定資産税は、税の目的が異なるため、それぞれ申告をしていただきます。

国税と固定資産税では、償却資産の取扱いが異なる部分もあるので、減価償却の内容によって申告をしてください。

Q4：なぜ償却資産の申告をしなければならないのですか。

A4：土地や家屋には登記制度がありますが、償却資産にはその制度がないため、所有者や資産の把握が困難であるため、毎年申告書の提出をお願いしております。

Q5：市内で不動産を所有して賃貸業を営んでいますが、固定資産税（土地・家屋）は、毎年納付しているので、償却資産については、特になにもしなくていいですか。

A5：固定資産税には、土地・家屋・償却資産の3つがありますので、不動産賃貸業を営んでおられますので、償却資産申告をしてください。

Q6：毎年、税務署に不動産所得の確定申告をしていますが、それでいいですか。

A6：税務署へ提出されているのは、所得税や法人税の確定申告ですので、木津川市へ償却資産申告書の提出が義務づけられています。（地方税法第383条）

償却資産申告書をお持ちでない方は、ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

また、ホームページからも申告書をダウンロードすることもできます。

Q7：確定申告の減価償却費は、建物と建物付随設備で経費計上しているのですが、償却資産はどのように提出すればよいですか。

A7：固定資産税の家屋として課税する分は、建物本体と建物付随設備のうち屋内給排水の配管や電気設備の配線などの設備です。償却資産は、それ以外の屋外設備、外溝（庭、駐車（輪）場などになり、償却資産申告が必要となります。

償却資産については、工事明細書や見積書明細で内容を確認していただき、ご不明な点はお問い合わせください。

Q8：敷地には集合住宅（ハイツ・アパート）しかありません。外溝や駐車場も設置してありません。それでも申告する必要はありますか。

A8：建物の周りに舗装してある駐輪場（自転車置き場）、植栽、庭などの他、上下水道の本管からの引込管工事を多少にかかわらず申告してください。

Q9：太陽光発電設備を設置しました。所得税・法人税の申告をしていますが、償却資産の対象ですか。

A9：太陽光発電設備は、家屋として課税するもの（屋根材として設置されたソーラーパネル等）を除き、償却資産の対象となる場合があります。

設置者や設置方法により、償却資産申告に該当する場合がありますので、木津川市役所税務課までご相談ください。